

学校カウンセリングの守秘義務に関する研究

—— 相談情報の開示に対する教師の認知 ——

酒井 祥子・有馬 比呂志

A Study on Confidentiality in School Counseling
—— Teachers' Cognition for Disclosure of Counseling Information ——

Shoko SAKAI and Hiroshi ARIMA

はじめに

教育臨床の研究は、いじめ、不登校、反社会的問題行動への教育相談・生徒指導上の課題解決、あるいはそれを取り巻くスクールカウンセリング活動の可能性への言及、学校場面におけるストレス研究と多岐に渡っている。平成12年度から施行された教員養成の新カリキュラムでは、生徒指導・教育相談・進路指導は従来の2単位から4単位の履修が必要になった。教師の専門教育において、平成2年度から新設された生徒指導・教育相談・進路指導の授業が倍増されるのは、今日のいじめ・不登校問題へと対処できる教師の資質向上に必要であること以上に、教師の専門性において教育臨床的な側面をより重視することを示唆していると考えられる。

教育職員免許法の改正に伴って、教育現場や出版関係者の間にカウンセリングが注目を集めるようになってきた。ここ10年来、非行、不登校、校内暴力、いじめ、心身症、自殺、高校生の中途退学の増大など、子どもをめぐるこれらの問題は、マスコミをにぎわし、重要な社会問題の一つともなっている。なかでも、最近、「子どもの権利条約」が宣言されたにもかかわらず、子どもの人権をめぐる問題が多発している。遅刻する生徒が教師の閉めた校門にはさまれて死亡する事件、体罰の一つとして生徒を砂浜に生埋めにした事件など、中学校、高等学校における生徒指導と人権をめぐる議論が起こってきている。生徒指導をはじめとする教育の在り方が強く問われている。この両者は無関係なのであろうか。

これらの問題が取り上げられるたびに、原因として、受験戦争の激化、学歴偏重社会、地域社会や家庭の変化に伴う教育力の低下などが指摘されてきている。しかしながら、この原因論議は、ここ10年来、ほとんど変化していないように思われる。すなわち、上述したような問題に対する一般的原因を推定することが困難であることの表われであるように思える。

これらの教育問題へのアプローチの1つとしてスクールカウンセラーが活用されることとなった。なぜスクールカウンセラーの活用なのか、そして、現在の評価はどのようなのだろうか。平成7年4月24日初等中等教育局長決裁により「スクールカウンセラー活用調査研究委託実施要項」が各県に示された。それに基づき、各県教育委員会は県の臨床心理士会から推薦された臨床心理士の氏名を含む調査研究実施計画書を文部省に提出した。小学校、中学校、高等学校各々1校につき1名ずつ、週2日（1日4時間）年35週の契約である。基本的主旨は、児童生徒の臨床心理に関して、高度な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」（以下、SCとする）を生徒指導等に関する校内組織に適切に位置づけ、いじめ、校内暴力、不登校、中途退学等の生徒指導上の諸課題により効果的に取り組めるよう活用することを実践的に研究調査してみようということである。ここで重要なのは、この問題提起をどう学校教師が受けとり解釈するかということである。つまり、SCを学校内に呼ぶことによって、現在行われている生徒指導のあり方そのものに目を向け、新たな取り組み方を考えることへの問いと受けとるか、あるいは、いじめ対策緊急会議の最終報告の背景をつらぬいているような規律と集団管理だけに重点をおいた生徒指導体制そのものを維持したままで、SC活用の効果がどんなものか検討せよと受けとめているかである。

いずれにせよ、SC活用に関する調査研究の報告を受けて、臨床心理士等の活用の必要性が学校教育制度の中で認識され、SC制度の本格的導入が行われることが期待されてきた。平成13年度からは部分的にSC制度化がスタートする。その一方で学校現場の問題への対応としてSCを入れるにあたって、その是非も議論されている。形態の相違はあるにしても、学校現場でSCの活動機会が増えてくるであろう。また、SCでない心理臨床家も、学校現場と関係した問題の相談に乗る機会が増えることが予想される。今までの閉ざされたカウンセリングではなく、学校現場の実態に即して少しでも貢献できるように、カウンセラーやカウンセリングそのものが変わっていく必要もあるのではないだろうか。

今、学校は、子どもの問題に適切に対応するために、専門的な知識や技能を持つSCを導入しようとする動きが見られるようになってきた。重大な困難に直面している子どもや子どもの親に、心理学的・教育的援助をしていく実践的な試みを始めようとしている。私たちは、不登校やいじめといった重大な問題には敏感に反応するが、一見小さく見える問題は簡単に見過ごしてしまう傾向がある。しかしながら、本当はこのような問題を重大な問題の兆候と受け止め、早期に、しかも丁寧に適切な対応をしなければならない。そのために、教師の教育的働きかけに対して積極的に、専門的に援助するもう一人の専門家、すなわちSCが必要になるのではなかろうか。

SC派遣を受ける側である学校現場の教職員がこの制度をどのように受け止めているのか、あるいはどのような期待を抱いているのか、という現状を把握することは、今後のこの制度の成否を分ける大きな焦点となるであろう。学校カウンセリングでは、「秘密を守ること」がよく問題としてあげられる。一般のカウンセリングでは、面接内の内容はカウンセラーとクライアントだけの間に

留めて秘密を守ることは明らかなことである。しかし、学校カウンセリングでは、この秘密の保持が難しい。生徒が相談室に自主来談した場合であっても、その担任と連携する必要があることもあるし、まして担任からの依頼であれば当然のごとく担任を無視してはカウンセリングは継続できない。担任の理解・協力を得るためには、ある程度、面接内で知り得た情報を担任教師と共有する必要性についての検討がなされなければならない。

本研究ではSCの導入において、学校現場の中のスタッフとの連携の困難さを解決するために、SCの守秘義務に関してSCの相談情報開示に対する教師の認知に焦点をあて、探索的に検討していく。

目 的

SC活用調査研究委託事業の最大の特色は、外部から校内に専門家を配置する点にある。その中でカウンセリングの専門家を導入する際、相談内容の守秘義務が問題としてあげられることが少なくない。現場の教職員の側からも、教育相談内容の守秘義務については議論が多く行われているようである。しかし、学校カウンセリングの守秘義務についての問題を扱った実証的研究はほとんど見られない。SC派遣校は、1995年度には154校であったが、6年目の2000年度には約2000校に派遣され、拡充が図られつつある。しかし、SC派遣については未派遣校の方が多いのが現状であろう。SC派遣校の場合は、SCを受け入れる側である教職員の意識が高まり、SCの受け入れ体制が既にできている可能性が高いことが予想される。そこで、SC派遣校の教職員に対しては、SCとの相談活動における守秘義務についての意識調査を今回は実施せず、SCを受け入れる側の教職員を対象に、探索的に検討することにした。本研究の被調査者となる教職員は、SC派遣校で勤務しない教職員を対象とした。今後ますます盛んになると予想される教育相談活動において、本研究はSCの受け入れを教職員がどのように考えているかを明らかにし、SCと教職員とのより良い連携へのモデルを提供するものである。

そこで本研究では、教職員を対象に、学校カウンセリングにおいてSCと児童生徒との相談後、SCが相談内容を開示すると思っているのかどうか、また、誰を対象にして相談内容を開示するのか、さらに開示するのであればどの程度相談内容を開示すると思うのかを調査し、SCの情報開示態度に対する教師の認知を検討することを目的とする。すなわち、学校カウンセリングにおける教育相談について相談内容の情報開示及び、情報共有の程度をどのように教職員が認識しているのかを検討していく。

本研究では、「開示する」「開示しない」を『開示行動』とし、「名前を伏せて、相談・連絡があった事実だけを話す」をレベル1とし、「誰からどのような相談・連絡があったか、話す」をレベル2とし、「誰がどのような思いで相談し話してきたか、詳しくありのままを話す」をレベル3とし、

「レベル3に加えて、相手と連携しながら今後とる指導・対策を考えて話す」をレベル4とし、この4段階の話す程度のことを『開示レベル』とした。

方 法

被調査者 長崎県（小学校教職員46名，中学校教職員8名，高等学校教職員10名）及び，島根県（小学校教職員10名，高等学校教職員10名）の小学校教職員（56名），中学校教職員（8名），高等学校教職員（20名）の教職員（校長，教頭，養護教諭，事務員を含む）84名を対象にした。

調査時期 1999年11月から12月。

調査手続 調査用紙を郵送し返送してもらった。回収率は62.7%であった。

調査内容 質問紙は，以下に示す2つの設問から成っていた。

設問1 フェイスシート

- Q 1 勤務校（小学校・中学校・高等学校）
- Q 2 性別
- Q 3 経験年数（10年以下・11年～20年・21年以上）
- Q 4 現在学級担任をしているか。
- Q 5 校務分掌（教務主任・生徒指導主事，生活指導主事・教育相談係・その他）
- Q 6 専門機関に属する相談員（カウンセラー）に依頼・相談したことがあるか。
- Q 7 教育相談やカウンセリングに関する研修回数と内容
- Q 8 勤務校での教育相談やカウンセリングの仕事の重要性

設問2 教育相談事例（ケース）を7つ設定し，以下の①～③の質問をケースごとに尋ねた。このケースの分類は，人間関係の相談（ケース1，2，3，6）と身体の相談（ケース5，7）と学習の相談（ケース4）である。人間関係については，担任，母親，父親，友人との関わりをあげ，身体については，深刻度の程度によって深刻度の高いもの「摂食障害」と深刻度の低いもの「体調不良」で分類した。ケースの選定については，20人の心理学専攻の学生によって分類の調査を行った。

- ケース1 担任から受けた誤解の相談
- ケース2 母親が宗教の信者であることの相談
- ケース3 父親から家庭内暴力を受けていることの相談
- ケース4 授業についての相談
- ケース5 身体（摂食障害）の相談
- ケース6 いじめを受けていることの相談
- ケース7 身体（体調不良）の相談

- ①相談後SCは相談内容を開示すると思うか、開示しないと思うか。
- ②誰を対象に話すか（複数回答可）。
 （担任・教科担当教諭・生活指導教諭・校長・養護教諭・両親・職員会議）
- ③話すならどの程度話すと考えているのか、質問した。4段階に設定した開示レベルは以下に示す。
- レベル1…名前を伏せて、相談・連絡があった事実だけを話す
 レベル2…誰からどのような相談・連絡があったか、話す
 レベル3…誰がどのような思いで相談し話してきたか、詳しくありのままを話す
 レベル4…3に加えて、相手と連携しながら今後とる指導・対策を考えて話す

結 果

調査で回答を得た人数は、教職員84名であったが、その中の17名は7つの教育相談事例の問いに回答がなかったため、その17名を除いて67名で結果処理を行った。

7つの教育相談事例をあげ、学校カウンセリングにおいてSCと児童・生徒との相談後、SCが開示すると思っているのか開示しないと思っているのか、誰を対象に相談内容を開示すると思っているのか、また、開示するのならどの程度相談内容を開示すると思うのか、意識を調査した。ケースごとに回答欄を設け、教育相談事例によって相談内容を開示するか、開示しないかの開示行動を尋ねた。誰を対象に話すかは、「担任に話す」、「教科担当教諭に話す」、「生活指導教諭に話す」、「校長に話す」、「養護教諭に話す」、「両親に話す」、「職員会議で報告する」とした。

1. 相談内容の開示行動

相談後SCは相談内容の開示行動（開示すると思うか、開示しないと思うか）を質問し、開示行動を教育相談事例（ケース）ごとに比較した。『誰かに開示する』のパーセントはケースによって異なることがカイ2乗検定の結果、有意であることが明らかになった($\chi^2(6)=115.724, P<.001$)。SCの行動において、誰かに開示すると思う教職員がほとんどであった。しかし、「担任から受けた誤解の相談」では86.6%、「宗教の信者であることの相談」では61.2%の開示意識を持っていることが分かった（Table1）。このことから、ほとんどの教職員はSCの行動において、相談後、誰かに相談内容を開示するということが明らかになった。

Table 1 7つの教育相談事例(ケース)ごとの開示人数の百分率 (%)

	誤解	宗教	家庭内暴力	授業	摂食障害	いじめ	体調不良
開示する	86.6	61.2	100.0	100.0	98.5	100.0	98.5
開示しない	13.4	38.8	0.0	0.0	1.5	0.0	1.5
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 開示者への開示行動

相談後、SCが誰に相談内容を開示すると思うかを教職員に質問し、開示行動（誰を対象に開示するか）を検討した結果を以下に示す（Figure 1）。

担任…すべての相談（ケース）において80%を越える高い開示行動を示した。

教科担当教諭…「授業」で75%の開示行動を示し、その他においては20%以下の開示行動を示した。

生活指導教諭…「いじめ」で75%の開示行動を示し、「家庭内暴力」においても50%の開示行動を示した。

校長…「家庭内暴力」、「いじめ」で65%の開示行動を示し、その他の相談（ケース）においても約30%の開示行動を示した。

養護教諭…「摂食障害」、「体調不良」で約85%の開示行動を示し、「家庭内暴力」、「いじめ」で約40%の開示行動を示した。

両親…「摂食障害」、「いじめ」、「体調不良」で約50%の開示行動を示した。

職員会議…「家庭内暴力」、「いじめ」で約50%の開示行動を示した。

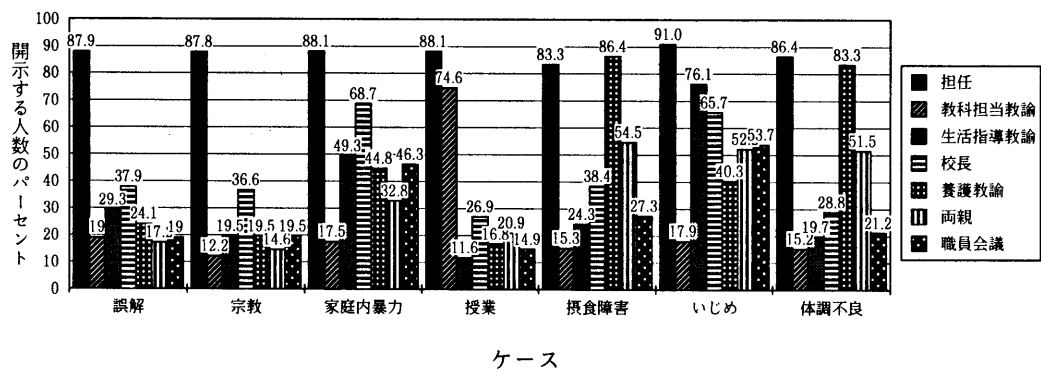


Figure 1 ケースごとの開示者別の開示人数の百分率

3. 開示行動のレベル

相談後、SCが誰にどの程度相談内容を開示すると思うかを7つの教育相談事例（ケース）において、4段階の開示レベルで質問した。7つのケースで比較した結果を以下に示す（Table 2）。

「誤解」…担任への開示が高く、レベル4での開示率が高かった。

「宗教」…担任への開示が高く、レベル2, 3, 4においての開示率がほぼ同数。校長も同じことが言える。

「家庭内暴力」…担任と校長への開示が高く、生活指導教諭、養護教諭、両親、職員会議への開示もやや高い。レベル4において担任の開示率は65%と高く、校長も約50%、生徒指導教諭、養護教諭、両親、職員会議も約30%の開示率を示した。

「授業」…担任と教科担当教諭への開示が高く、レベル4において担任と教科担当教諭の開示率は約50%と高い。レベル3での開示率も20%前後であった。

「摂食障害」…養護教諭と担任、両親への開示が高く、校長もやや高い。レベル4において養護教諭の開示率は約70%であり、担任は約60%、両親は約50%と高い。

「いじめ」…担任と生活指導教諭、校長への開示が高く、養護教諭、両親、職員会議への開示もやや高い。レベル3、4において全開示者への開示率が高い。

「体調不良」…担任、養護教諭への開示が高く、両親への開示もやや高い。レベル4において担任、養護教諭の開示率が約60%であり、両親へは40%と高い。

Table 2 7つのケースにおける各開示者に対する開示行動レベル(1~4)の選択 (%)

ケース	誤解						宗教						家庭内暴力						授業									
	担任	教科	生活	校長	養護	両親	職員	担任	教科	生活	校長	養護	両親	職員	担任	教科	生活	校長	養護	両親	職員	担任	教科	生活	校長	養護	両親	職員
1	6.9	6.9	1.7	3.4	1.7	0.0	5.2	12.2	4.9	7.3	9.8	4.9	4.9	7.3	1.5	1.5	0.0	1.5	0.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	4.5	0.0	0.0	4.5
2	13.8	3.4	6.9	10.3	5.2	1.7	1.7	26.8	2.4	2.4	7.3	2.4	4.9	4.9	4.5	9.0	9.0	3.0	4.5	1.5	6.0	14.9	9.0	6.0	7.5	6.0	4.5	3.0
3	17.2	0.0	5.2	5.2	10.3	5.2	5.2	24.4	0.0	0.0	9.8	7.3	0.0	0.0	16.4	1.5	10.4	14.9	10.4	3.0	13.4	25.4	19.4	1.5	4.5	4.5	3.0	1.5
4	50.0	8.6	15.5	19.0	6.9	10.3	6.9	24.4	4.9	9.8	9.8	4.9	4.9	7.3	65.7	6.0	29.9	49.3	29.9	26.9	25.4	46.3	44.8	3.0	10.4	6.0	13.4	6.0

ケース	摂食障害						いじめ						体調不良								
	担任	教科	生活	校長	養護	両親	職員	担任	教科	生活	校長	養護	両親	職員	担任	教科	生活	校長	養護	両親	職員
1	0.0	0.0	1.5	1.5	1.5	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0	0.0	4.5
2	7.6	10.6	7.6	7.6	4.5	3.0	6.1	3.0	3.0	6.0	1.5	1.5	3.0	3.0	9.1	6.1	4.5	6.1	4.5	4.5	1.5
3	16.7	3.0	4.5	6.1	12.1	4.5	7.6	16.4	6.0	10.4	13.4	9.0	9.0	11.9	24.2	6.1	4.5	3.0	21.2	6.1	6.1
4	59.1	1.5	10.8	21.2	68.2	47.0	12.1	71.6	9.0	59.7	49.3	29.9	40.3	35.8	53.0	3.0	9.1	18.2	57.6	40.9	9.1

考 察

1. 開示行動について

本研究では、学校カウンセリングにおいてSCと児童生徒との相談後、SCが相談内容を開示すると思っているのかどうかの教師自身の認知を検討した。その結果、すべての相談内容において教師は相談内容をSCは開示するであろうと思っていることが明らかになった。この調査の被調査者はSCが学校内に導入されておらず、実際接点はない。しかしながら、児童生徒の問題について教師は悩み専門家との相談を行っている教師が多かったため、開示行動を予想できる。伊藤(1998)は、教師との情報交換のあり方について、「相談内容についてはカウンセラーからできる限り話すようにしている」と「すべて話すことはないが、聞かれたことには答える」という開示方法をとるSCが90.8%と大半を占め、「聞かれたら答えたと思うが、ほとんど聞かれなかった」「教師に聞かれたも守秘義務により相談内容についてはあまり話さなかった」については9.2%とごく少数であった。SCの間には“学校全体で守秘義務を考える”という方針が支持・実践されつつあることが示唆された。この伊藤の結果と本研究の教師の認知するSCの開示行動の結果から、学校組織の意識として教師全体で守秘義務を考え、相談内容を共有しようとしていることが示唆された。

2. 開示者について

本研究では、学校カウンセリングにおいてSCと児童生徒との相談後、SCが誰を対象にして相談内容を開示するのか、さらに開示するのであればどの程度相談内容を開示すると思うのか調査し、SCの情報開示態度に対する教師の認知を検討することを目的とした。相談内容開示者においては、担任、教科担当教諭、生活指導教諭、校長、養護教諭、両親、職員会議を対象に話すと思うかを複数回答可として尋ねた。その結果、担任にはすべての相談において高い開示行動であり、教科担当教諭は「授業」において高い開示行動であった。担任は自分のクラスの子どもには自分に責任がある、自分で何とかしたいと思いがあ、SCの開示行動の認知も開示するであろうと意識していることが示唆された。生活指導教諭は「いじめ」において高い開示行動であり、「家庭内暴力」においてもやや高い開示行動であった。校長は「家庭内暴力」、「いじめ」において高い開示行動であった。養護教諭は「摂食障害」、「体調不良」において高い開示行動であり、さらに「家庭内暴力」、「いじめ」においても約40%の開示行動であった。両親は「摂食障害」、「いじめ」、「体調不良」において約50%の開示行動であり、職員会議は「家庭内暴力」、「いじめ」で約50%の開示行動が見られた。

このことから、相談内容の訴えに関与している者への開示が見られる結果になった。担任は日頃から接する機会が多く、関わり・コミュニケーションがあることから開示が期待されると考えられる。授業の相談については、担当である教師、教科担当教諭への開示とつながる。身体に関することは養護教諭への開示が見られ、同様に両親への開示も子ども自身に関係のあることは開示することを期待している。SCは常勤ではないので、養護教諭は保健室登校児童生徒の毎日の様子を把握し、SCのアドバイス・指示を受け、それぞれの児童生徒に応じた居場所作りや働きかけができるであろう。職員会議での開示は、共通理解を得るためと考えられる。そして、家庭内暴力やいじめの相談については校長への開示が高く、全教員に知らせ、情報の共有をしようと考えていることが示唆された。

3. 共通理解にむけて

相談内容によって開示者、開示レベルを比較検討した結果、相談内容によって開示者が異なることが明らかになった。また、相談内容を開示すると思う開示者についてはレベル4「誰がどのような思いで相談し話してきたか、詳しくありのままを話すことに加えて、相手と連携しながら今後とる指導・対策を考えて話す」での開示であることが分かった。

開示行動がみられ、開示レベルの高いケースについて検討すると、「いじめ」、「家庭内暴力」、「摂食障害」、「体調不良」、「授業」、「誤解」、「宗教」の順で教育相談の開示について共通理解の意識があると言える。このことは教育現場において、現在、重要問題として意識されているためであろうと推測できる。学校カウンセリングにおける教育相談の開示意識は、SCと開示者との間の『情報開示』・『情報共有』、『連携』とつながっていくと考えられる。『共通理解』と『守秘義務』と

いう相反した立場を、学校というシステムの中でどのように融合させていくかが課題になるだろう。守秘義務の枠を「個人」から「組織」「学校」という枠まで広げ、その枠の中で共通理解を図ることができたら、児童生徒への支援がさらに可能となると考えられる。また、専門家や教師が連携を取りながら問題に応じてチームカウンセリング（有馬，1995）を行うことが今できる最善と考えられる。長坂（1998）によれば、学校カウンセリングの原則として面接の内容はそのまま伝えず、担任以外とも連携することがクライアントの理解や協力を呼びかけるために必要な場合があり、学校という場所では絶えず情報を伝えざるをえない事態が生じてくるのである。長坂は、校内の連携をうまくするためには「教師カウンセラー」を第一の要因としてあげている。加えて①他の教師とよい関係を保つよう努力が必要であること、②原則として面接の内容はそのまま伝えずに、理解したクライアントの状態及び③今必要な事柄、④今後の予想、そして⑤担任ができることなどを伝えることを他の要因としてあげている。これら長坂が指摘する①～⑤の要因は本研究の結果からも確認された。

今後もしかんに、学校現場において教育相談がいろいろなスタイルで行なわれていくと思われる。相談内容の情報開示についてさまざまな議論が行われているが、SCと教職員は児童・生徒の意見や意識を把握し、相談内容・情報の共有をした上で互いに理解し合うことができるよう、学校カウンセリングのあり方を検討していくことが望まれる。

4. 本研究の問題点

学校カウンセリングにおけるアンケート調査を行った結果から、本研究の問題点として、次のようなことがあげられた。

- 1) 学校カウンセリングにおいて当事者であるSCの意見、意識を調査していない。
- 2) アンケート調査をするにあたって、被調査者（小学校教職員、中学校教職員、高等学校教職員）の人数の偏りが大きく、特に中学校教師のデータが少なかった。
- 3) 特定の県内の地域だけのデータであった。
- 4) 学校カウンセリングを受ける側である児童・生徒の意見、意識を調査していない。
- 5) 教育相談の事例内容の選定がア prioriに行われたため現場の声を十分に反映しているかどうか疑問が残る。
- 6) 教育相談事例の表現に曖昧さがあったため、多義的な解釈が可能となり回答しにくかったという報告があった。

アンケート調査から得られた問題点は、調査の対象者、調査人数、調査地域、教育相談の事例の内容についてなどがあげられた。

5. 今後の課題

上述した通り、本研究の問題点は多く見られた。これらを今後の課題として、以下にあげる。

- 1) アンケート調査の対象者をSCと児童・生徒へ範囲を広げ、秘密保持に対する意識や相談内容

の開示について調査する。

- 2) 被調査者のデータ数の偏りをなくし、さらに多くの県、地域でデータ収集を行なう。
- 3) 現場で起こる教育相談の内容を調査し、その中から教育相談の事例として相談内容の要因を吟味し、相談内容として設定する。

上であげた問題点と今後の課題は、学校カウンセリング活動の守秘義務の問題としてさらに深めていきたい。また、本研究では、教職員を対象にして相談内容の開示についての研究を行ってきたが、今後はSCに焦点をあて教育相談の内容開示についての意識を調査していきたい。教職員、SC互いの意識を明らかにすることにより、これからの学校現場における教育相談活動が、教職員とSCらの連携のもとに、よりスムーズになることが期待される。

引用・参考文献

- 有馬比呂志 1995 学校におけるカウンセリングに関する研究—スクールカウンセラーの役割に対する提言—広島文教女子大学教育相談センター年報, 3, 54 - 64
- 有馬比呂志 1996 学校カウンセリングを考える 広島文教女子大学教育相談センター年報, 4, 12 - 17
- 原田正文 1997 スクールカウンセリング再考—コーディネーター型教育相談の実践— 朱鷺書房
- 伊藤美奈子 1994 学校カウンセリングに関する探索的研究—教師とカウンセラーの役割兼務と連携をめぐって— 教育心理学研究, 42, 298 - 305
- 伊藤美奈子・中村健 1998 学校現場へのスクールカウンセラー導入についての意識調査—中学校教師とカウンセラーを対象に— 教育心理学研究, 46, 127 - 129
- 国分康孝 1999 学校カウンセリング 日本評論社
- 村山正治・山本和郎 1995 スクールカウンセラー—その理論と展望— ミネルヴァ書房
- 村山正治 1998 新しいスクールカウンセラー 臨床心理士による活動と展開 ナカニシヤ出版
- 長坂正文 1998 学校内カウンセリングの諸問題 心理臨床学研究, 15, 611 - 622
- 名古屋教育センター 1993 学校の教育相談と教育センターの連携のあり方—教育相談に関する教師の意識及び教育センターとの連携— センター研究報告書
- 氏原寛・村山正治 1998 今なぜスクールカウンセラーなのか ミネルヴァ書房

付 記

調査にご協力くださった長崎県、島根県の教職員のみなさまに感謝申し上げます。本論文は1999年度広島文教女子大学文学部初等教育学科卒業論文をもとに加筆修正し、中国四国心理学会第56回大会で発表したものです。